○九州地方整備局告示第百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年九月八日

九州地方整備局長　岡本　博

一　施行者の名称　大分県

二　都市計画事業の種類及び名称　大分都市計画道路事業三・四・二十八号庄の原佐野線

三　事業施行期間　自平成二十二年九月八日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大分県大分市六坊北町、六坊南町、大字大分字上井東及び字薮脇並びに大字下郡字尻込、字中新地及び字丁畑地内

使用の部分　大分県大分市大字大分字薮脇、字川原新地並びに大字下郡字尻込及び字中新地地内

国会事項

衆議院

辞令

（庶務部長）衆議院参事　小島　克美

国際部長参事吉田雅治海外出張不在中同部長事務代理を命ずる

議事部副部長秘書課長事務取扱参事鹿村謙太郎海外出張不在中同課長事務取扱を命ずる（九月六日）

人事異動

内閣

判事に任命する

坂口　公一

判事補兼簡易裁判所判事に任命する

中井　彩子

判事補（名古屋家庭裁判所判事補）判事補

沖本　尚紀

簡易裁判所判事に兼ねて任命する（以上九月一日）

玄葉光一郎

国務大臣

内閣府特命担当大臣自見庄三郎帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を免ずる（九月二日）

（関税局長）財務事務官　柴生田敦夫

関税協力理事会日本政府代表を命ずる

（大臣官房審議官）同　枝廣　直幹

（大臣官房参事官）同　小口　一彦

関税協力理事会日本政府代表代理を命ずる（各通）

（大阪税関長）同　原　雅彦

関税協力理事会日本政府代表代理を免ずる

（資源エネルギー庁資源・燃料部長）経済産業事務官　安藤　久佳

日韓大陸棚共同委員会委員たる日本政府代表を命ずる

（資源エネルギー庁次長）同　木村　雅昭

日韓大陸棚共同委員会委員たる日本政府代表を免ずる

（在フランス日本国大使館公使）

外務事務官　小川　和也

博覧会国際事務局総会日本政府代表を命ずる

（経営局長）農林水産事務官　平尾　豊徳

（大臣官房審議官）財務事務官　宮島　守男

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条による合同委員会日本政府代表代理を命ずる

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第二十条による合同会議日本政府代表代理を命ずる（各通）

（生産局長）農林水産事務官　今井　敏

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条による合同委員会日本政府代表代理を免ずる

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第二十条による合同会議日本政府代表代理を免ずる

（大臣官房審議官）財務事務官　門間　大吉

国際農業開発基金総務会総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

（大臣官房付）同　林　信光

国際農業開発基金総務会総務代理たる日本政府代表代理を免ずる（以上九月三日）

法務省

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　古宮　久枝

法務省大臣官房人事課付に併任する（九月二日）

○定年退官

鹿児島区検察庁副検事木村清信は、検察庁法第二十二条の規定により九月五日限り定年退官

財務省

貝塚　啓明　前　哲夫

日本銀行参与に任命する（各通）（九月四日）

最高裁判所

横浜地方裁判所判事補・横浜簡易裁判所判事　奥　俊彦

千葉家庭裁判所判事補兼千葉地方裁判所判事補・千葉簡易裁判所判事　伊藤　拓也

東京地方裁判所判事補に補する

東京簡易裁判所判事に補する（各通）（九月三日）

官庁報告

法務

公証人任免

福岡法務局所属公証人高見忠義は願により公証人を免ぜられた。

難波尊廣は公証人に任命され、福岡法務局所属公証人高見忠義の後任を命ぜられた。（以上九月一日）（法務省）

公告

諸事項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成22年９月１日から３か月間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成22年９月８日

東京法務局長　山舗弥一郎

記

氏名　天川　和久

所属する司法書士会　東京司法書士会

登録番号　東京第1099号

事務所の所在地　東京都墨田区東向島２丁目12番９号

違反行為　他人による業務取扱い等

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年９月８日

中国地方整備局長　福田　功

１　処分をした年月日　平成22年８月26日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＪＦＥ西日本ジーエス株式会社　山本　繁　広島県福山市鋼管町１　国土交通大臣許可（般・特―19）第15817号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成22年７月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２２年（家）第４６８号

東京都港区芝浦４丁目４番38―202号

申立人　吉澤　トシ

本籍千葉県旭市秋園1275番地、最後の住所千葉県旭市イの1326番地　特別養護老人ホーム東総園、死亡の場所千葉県旭市、死亡年月日平成21年10月23日、出生の場所東京府東京市深川区、出生年月日大正13年４月25日、職業無職

被相続人　亡　小林　やす

千葉県山武郡大網白里町桂山982番地９

相続財産管理人　田苗　良夫

千葉家庭裁判所八日市場支部